

**「電子決済端末整備事業」募集要項**  
～クレジットカード決済端末機の導入を支援します～

平成29年8月 一般社団法人佐賀市観光協会

## 1 概要

一般社団法人佐賀市観光協会（以下、「佐賀市観光協会」といいます。）では、佐賀市に  
来訪する観光客の利便性向上を図るため、これから電子決済端末機を導入する民間事業者に  
対し、導入費用の一部を助成します。

## 2 応募の条件

佐賀市観光協会の会員の方で、次のいずれかに該当する施設等を市内に所有又は運営する  
民間事業者とします。

施設種別	内容
(1) 宿泊施設	日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める 大分類M-宿泊業、飲食サービス業に該当する事業のうち、一般 公衆に対して宿泊を提供する施設
(2) 飲食業施設	日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める 大分類M-宿泊業、飲食サービス業に該当する事業のうち、食料 品または飲料をさせる施設
(3) 観光施設	観光客が買い物、見学、鑑賞、体験、保養等の観光目的で利用す る施設

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- |  |
|--|
| (1) 自己又は自社の役員等が暴力団等と実質的な関与がある方<br>(2) 補助対象経費について市・県・国からその他の助成を受けている方<br>(3) 補助対象経費についてすでに申込・契約・支払等をしている方<br>(3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業者の方<br>(4) その他会長が不相当と認める方 |
|--|

なお、電子決済環境の普及促進に資する事業の実施（例：アンケート）に御協力いただく  
ことが条件となります。

### 3 支援内容

電子決済端末機の導入に要する費用のうち、次のとおり導入費用の一部を助成します。

補助対象経費	補助率・上限額
電子決済端末の購入費、初期登録手数料、工事費（電子決済端末の導入と同時に行うインターネット回線の開設に要する経費を含む）が対象となります。ただし、リース料、レンタル料は対象としません。	補助率 事業に要する経費の2/3以内 上限額 端末機1台につき上限5万円。 ただし、複数台購入する場合は購入台数に5万円を乗じた額とし、1事業者20万円を上限額とします。（1000円未満の端数は切り捨て）

### 4 申請の方法

#### (1) 提出書類

- ①電子決済普及促進地域活性化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②同申請書に掲げる添付書類一式

#### (2) 提出方法

平成29年12月15日（申請〆切り）までに、佐賀市観光協会へ郵送または持参し提出してください。

#### (3) 申請先・お問い合わせ先

〒840-0826

佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2F

一般社団法人佐賀市観光協会 担当/山口

E-mail : info@sagabai.com

TEL : 0952 (20) 2200

FAX : 0952 (28) 5656

#### **【参考】補助金交付までの主な手続きの流れについて**

- (1) 電子決済端末の導入に関する相談・見積依頼
- (2) 佐賀市観光協会に補助金交付申請書を提出（様式第1号）12月15日最終〆切
- (3) 佐賀市観光協会から補助金交付決定通知
- (4) 事業着工（電子決済端末の導入に関する正式な申込み・設置）
- (5) 事業完了（電子決済端末の導入に関する設置完了・工事費用等の支払）
- (6) 佐賀市観光協会に実績報告書を提出（様式第3号）：3月16日最終〆切
- (7) 佐賀市観光協会から補助金額の確定通知
- (8) 佐賀市観光協会に補助金交付請求書を提出（様式第5号）：4月5日最終〆切
- (9) 佐賀市観光協会から補助金の振込